

令和5年度

津山市健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

津山市監査委員

津 監 第 5 8 号
令和 6 年 9 月 6 日

津山市長 谷 口 圭 三 様

津山市監査委員 和 田 賢 二
津山市監査委員 原 行 則

令和 5 年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 津山市監査基準に準拠している旨

令和5年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査は津山市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第3 審査の対象

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

津山市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員の説明を求めるなどにより審査した。

第5 審査の実施場所及び期間

実施場所 津山市役所本庁舎

期 間 令和6年7月26日から同年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

審査の内容は次のとおりである。

- (注) 1 説明文中の当年度とは、令和5年度である。
- 2 表中の金額は千円単位で表示し、原則として千円未満を四捨五入している。
- 3 説明文中及び表中の比率は、国の算定基準に基づき、表示単位未満を切り捨てている。
また、単年度実質公債費比率は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、少数点以下第3位を切り捨てている。
- 4 説明文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

区 分		健全化判断比率等				
一般 会 計 等	一 般 会 計	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	磯野計記念奨学金 特 別 会 計					
	公 共 用 地 取 得 事 業 特 別 会 計					
	奨 学 金 特 別 会 計					
	土 地 開 発 公 社 清 算 事 業 特 別 会 計					
公 營 事 業 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	資 金 不 足 比 率 (会 計 ご と に 算 定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	介 護 保 険 特 別 会 計					
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計					
	公 營 企 業 会 計					食 肉 処 理 セ ン タ ー 特 別 会 計
						水 道 事 業 会 計
						工 業 用 水 道 事 業 会 計
下 水 道 事 業 会 計						
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	津山圏域消防組合	資 金 不 足 比 率 (会 計 ご と に 算 定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	津 山 圏 域 衛 生 処 理 組 合					
	津 山 圏 域 資 源 循 環 施 設 組 合					
	岡 山 県 広 域 水 道 企 業 団					
公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー 等	岡 山 県 信 用 保 証 協 会	資 金 不 足 比 率 (会 計 ご と に 算 定)	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	

(注) 一部事務組合・広域連合は、比率の算定に影響のある団体に限定して表示している。

2 健全化判断比率の状況

当年度決算における健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回っている。また、前年度と比較すると、実質公債費比率は0.3ポイント上昇し、将来負担比率は8.2ポイント改善している。

区分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.88 %
連結実質赤字比率	—	—	16.88 %
実質公債費比率	12.7%	12.4 %	25.0 %
将来負担比率	86.3%	94.5 %	350.0 %

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字がないため「—」と表示している。
2 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定）以上である場合、「財政健全化計画」の策定が義務づけられる。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等に生じた実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率である。本市において対象となる会計は、一般会計、磯野計記念奨学金特別会計、公共用地取得事業特別会計、奨学金特別会計及び土地開発公社清算事業特別会計である。

(単位：千円)

区 分		令和5年度	令和4年度
実 質 収 支 額	一 般 会 計	1,269,441	1,858,520
	磯野計記念奨学金特別会計	0	0
	公共用地取得事業特別会計	0	0
	奨 学 金 特 別 会 計	0	0
	土地開発公社清算事業特別会計	0	0
	合 計	1,269,441	1,858,520
標 準 財 政 規 模		28,397,884	28,410,001
実 質 赤 字 比 率		—	—

(注) 実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「—」と表示している。

実質収支 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

標準財政規模 標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

令和4年度、令和5年度ともに実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本市全会計を対象とした実質収支の赤字額（公営企業会計においては資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円）

区 分		令和5年度	令和4年度	
一 般 会 計		1,269,441	1,858,520	
磯野計記念奨学金特別会計		0	0	
公共用地取得事業特別会計		0	0	
奨 学 金 特 別 会 計		0	0	
土地開発公社清算事業特別会計		0	0	
一般会計等の実質収支額 A		1,269,441	1,858,520	
国民健康保険特別会計		296,905	132,045	
介護保険特別会計		525,084	542,376	
後期高齢者医療特別会計		4,743	1,658	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 B		826,732	676,079	
地方公営企業	法非適用	食肉処理センター特別会計	0	0
	法適用	水道事業会計	4,497,285	4,775,287
		工業用水道事業会計	55,045	49,681
		下水道事業会計	585,515	653,936
公営企業会計の資金不足額・剰余額 C		5,137,845	5,478,904	
合 計 A + B + C		7,234,018	8,013,503	
標準財政規模		28,397,884	28,410,001	
連結実質赤字比率		—	—	

(注) 1 連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「—」と表示している。

2 公営企業会計の資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

資金不足額 公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの。法適用企業については、流動負債の額から流動資産の額を控除した額。法非適用企業については、一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額。

令和4年度、令和5年度ともに実質赤字額（公営企業会計においては資金不足額）はなく、連結実質赤字比率は算定されていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合を示す指標として算出されるもので、一般会計等が負担する借入金の元利償還金とそれに類似する経費（準元利償還金）の合計額の標準財政規模に対する比率である。実質公債費比率の値は、直近3箇年の単年度比率を計算し、それを平均した値となる。

(単位：千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	
元利償還金・準元利償還金	A	地方債の元利償還金 (繰上償還額等を除く)	6,368,957	6,315,890	6,240,973
	B	満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金相当額	0	0	0
	C	公営企業債の償還に充 当した一般会計等から の繰入金	1,732,362	1,633,650	1,723,905
	D	一部事務組合への負担 金等のうち、組合債の 償還に充当した額	984,199	1,059,668	941,387
	E	公債費に準ずる債務負 担行為に基づく支出額	140,177	142,825	147,891
	F	一時借入金の利子	0	0	0
財源等	G	特定財源（地方債償還 額に充当した都市計画 税等）	677,845	705,835	716,584
	H	元利償還金・準元利償 還金に係る基準財政需 要額算入額	5,431,497	5,607,476	5,460,881
I	標準財政規模	28,397,884	28,410,001	28,913,279	
単年度比率		13.56%	12.44%	12.26%	
実質公債費比率		12.7%			

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額。

$$\left[\text{単年度比率} = \frac{(A \sim F \text{ 合計}) - (G+H)}{I - H} \times 100 \right]$$

当年度の実質公債費比率は12.7%で、前年度に比べ0.3ポイント上昇している。

単年度比率は、前年度と比べ1.12ポイント上昇している。これは主に、地方債の元利償還金及び公営企業債の償還に充当した一般会計等からの繰入金が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率である。対象となる経費には、一般会計等の公債費や債務負担行為に基づく将来負担額、退職手当支給見込額のほか、公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等に対する支払見込額も含まれている。

(単位：千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度	
将来 負担 額	A	一般会計等の地方債現在高	59,760,076	64,488,575	68,270,775
	B	債務負担行為に基づく支出 予定額	810,212	937,867	1,288,978
	C	一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充て るための一般会計等からの 繰入れ見込額	21,104,183	21,714,557	22,679,022
	D	一部事務組合等が起こした 地方債の償還に係る負担金 等見込額	6,040,193	6,916,917	7,743,111
	E	退職手当支給予定額に係る 負担見込額	5,567,757	5,967,864	6,040,330
	F	設立法人の負債額等に係る 負担見込額	18,478	26,361	9,975
	G	連結実質赤字額	0	0	0
	H	一部事務組合等の連結実質 赤字額に係る負担見込額	0	0	0
財 源 等	I	地方債の償還額等に充当可 能な基金	7,824,895	9,958,918	9,953,333
	J	地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入見込額	7,868,204	8,138,945	8,508,660
	K	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	57,784,842	60,392,277	63,985,403
L	標準財政規模	28,397,884	28,410,001	28,913,279	
M	元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入 額	5,431,497	5,607,476	5,460,881	
将来負担比率		86.3%	94.5%	100.5%	

$$\left[\text{将来負担比率} = \frac{(A \sim H \text{ 合計}) - (I \sim K \text{ 合計})}{L - M} \times 100 \right]$$

当年度の将来負担比率は86.3%で、前年度に比べ8.2ポイント低下している。これは主に、一般会計、特別会計、一部事務組合の起債償還が進んだことにより将来負担額が減少したことによるものである。

3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額を事業の規模で除した比率であり、当年度のいずれの会計とも資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されない。

地方公営企業法の全部又は一部を適用している法適用企業と、適用していない法非適用企業とに区分される。

区 分	令和5年度	令和4年度	経営健全化 基 準
水道事業会計	—	—	20.0 %
工業用水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
食肉処理センター特別会計	—	—	

(注) 1 資金不足がないため「—」と表示している。

2 資金不足比率が経営健全化基準（「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定）以上に該当すれば、その企業について「経営健全化計画」の策定が義務づけられるものである。

事業の規模 法適用企業は、損益計算書上、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額。
法非適用企業は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた額。

(1) 公営企業会計 法適用企業

当年度の法適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	流動負債 ①	控除 企業債等 ②	算入 地方債 ③	流動資産 ④	控除 財源 ⑤	解消可 能資金 不足額 ⑥	資金不足 額・剰余 額	事業の 規模
水道事業 会計	1,103,610	447,838	0	5,153,057	0	0	4,497,285	2,490,855
工業用水 道事業 会計	22,949	22,887	0	55,107	0	0	55,045	9,362
下水道事 業会計	3,561,915	2,505,235	0	1,642,195	0	0	585,515	1,052,729

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金不足額・剰余額は、 $\{(④-⑤)-(①-②+③)\}+⑥$ で算出する。
なお、資金不足額は負の値で表示される。

(2) 公営企業会計 法非適用企業

当年度の法非適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	歳出額 ①	歳入額 ②	翌年度 繰越財 源 ③	差引額	繰上 充用額 ④	支払遅 延額・ 事業 繰越額 ⑤	算入 地方債 ⑥	解消可 能資金 不足額 ⑦	資金不 足額・ 剰余額	事業の 規模
食肉処理 センター 特別会計	83,626	83,626	0	0	0	0	0	0	0	19,795

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金剰余額は、②－(①＋③)で算出する。

3 資金不足額は、上記で算出した額がマイナスの場合、⑦－(④＋⑤＋⑥)で算出する。
なお、資金不足額は負の値で表示される。

む す び

当年度の健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が赤字(公営企業会計においては資金不足)となった会計はないため、算定されていない。

実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあるが、類似団体や県内他市などと比較すると高い水準で推移している。

この要因としては、全国的にみても非常に厳しい状況にあった土地開発公社の解散整理のため発行した第三セクター等改革推進債の償還や、クリーンセンター建設事業、し尿処理施設整備事業などに伴う一部事務組合負担金の起債償還部分の影響などが挙げられる。

実質公債費比率は、市債の償還予定や一部事務組合の起債償還がピークにあることなどを踏まえれば今後数年間は現在の水準で推移し、その後緩やかに低下していくものと見込まれる。一方、将来負担比率は低下傾向にはあるものの、早急な改善は見込めないと考えられる。

また、当年度は財源不足を補填するため財政調整基金から22億円を繰り入れたが、今後も財源不足が避けられない厳しい財政状況に直面している。市民生活を守るためには、中長期的な視点に立って計画的に健全な財政運営の確立に取り組むことが重要である。

公営企業会計の4会計に係る資金不足比率については、いずれの会計も資金不足は生じてはいないが、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っている会計がある。今後も社会経済状況の変化に対応するため、より一層の経費の見直しや業務の効率化を進め、経営基盤の強化に取り組まれない。